

神戸市介護保険要介護認定等に係る資料提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険要介護認定等に係る資料の提供に関し、適正な運営を確保するための統一的手続を定め、もって介護保険被保険者の権利利益の保護、介護保険に関する相談・苦情への迅速な対応及び適切な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

(取扱方針)

第2条 この要綱に基づく資料提供の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、厳格に行うものとする。

(申請者)

第3条 次の各号に掲げる者で、第4条及び第5条に定める要件を満たす場合に限り、資料提供を申請することができるものとする。

- (1) 介護保険被保険者本人（以下「本人」という。）
- (2) 本人を介護している親族及びそれに準ずる者（以下「介護者」という。）
- (3) 次の各号に該当する者（以下「事業者」という。）
 - ①本人と居宅サービス計画作成についての契約を締結している指定居宅介護支援事業者
 - ②本人と介護予防サービス計画作成についての契約を締結している指定介護予防支援事業者
 - ③本人と施設サービスについての契約を締結している指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、又は指定介護療養型医療施設
 - ④本人と認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供についての契約を締結している事業者
 - ⑤本人と特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の提供についての契約を締結している事業者
 - ⑥本人と地域密着型特定施設入居者生活介護の提供についての契約を締結している事業者
 - ⑦本人と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供についての契約を締結している事業者
 - ⑧本人と小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の提供についての契約を締結している事業者
 - ⑨本人と複合型サービスの提供についての契約を締結している事業者

(申請書等)

第4条 資料提供の申請をしようとする者は、要介護認定等の資料提供に係る申請書兼同意書兼誓約書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 資料提供の申請をしようとする者が本人以外の場合は、申請書の本人同意欄への自署を要するものとする。

ただし、当該介護保険要介護・要支援認定申請書において、事業者に対し資料提供することについて本人同意があるときは、この限りではない。

3 本人の身体上の理由等により本人自署ができない場合については、介護者による代筆をもって、本人自署に準ずるものとして取り扱うことができる。この場合において、代筆者は、申請書に代筆者の住所・氏名・本人との続柄を記入しなければならない。

(申請者等の確認)

第5条 資料提供の申請をしようとする者について、次の事項を確認しなければならない。

(1) 本人による申請の場合

申請者の確認(本人の住民票上の住所地に提供資料を郵送する場合は、確認不要)

(2) 介護者による申請の場合

次のア及びイの事項(本人の住民票上の住所地に提供資料を郵送する場合はイの事項のみ)

ア 申請者の確認

イ 申請者が介護者であることの確認

(3) 事業者による申請の場合

次のア・イ・ウすべての事項(提供資料を郵送する場合はイの事項のみ)

ただし、神戸市に対して提出済みの居宅サービス計画作成依頼届出書又は介護予防サービス計画作成依頼届出書又は施設入所兼居宅サービス計画等作成依頼終了届出書に記載された事業者(事業所)については、ア及びウの事柄(提供資料を郵送する場合は確認不要)

ア 申請者の確認

イ 事業者(事業所)が本人と契約関係にあることの確認

ウ 申請者が当該事業者(事業所)に所属していることの確認

2 前項に規定する事項は、次に掲げる書類で確認する。なお、窓口申請の場合は原本の提示によることとし、郵送申請の場合は写しの提出によることとする。

(1) 申請者の確認

個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)など申請者であることを証明できる公的な顔写真付きの証明書1点(顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、身体障害者手帳など顔写真のない証明書2点、もしくは前記の証明書1点及び社員証・学生証、預金通帳など氏名が確認できるもの1点あわせて2点以上)

(2) 申請者が介護者であることの確認

・本人の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書又は却下通知書(以下「結果通知書等」という。)

・本人の介護保険被保険者証

などの、通常は本人が所持し、かつ、それを預ける場合は、本人が信頼を寄せていると考えられる公的な書類

(3) 事業者が本人と契約関係にあることの確認

サービス提供契約書等

(4) 申請者が当該事業者(事業所)に所属していることの確認

従業員証など当該事業者(事業所)に所属していることを証明することができる書類

(提供資料)

第6条 本人及び介護者に対しては、次の各号に掲げる資料について、資料提供することができるものとする。ただし、本人に対し、結果通知書等を送付した要介護認定・要支援認定に係るものに限る。

(1) 介護保険 要介護認定調査票(特記事項を含む)(以下「調査票」という。)

(2) 介護保険 主治医意見書(以下「意見書」という。)

(3) 認定等結果情報

(4) 認定情報(事務局用): 一次判定情報

(5) 介護保険 審査判定依頼書(兼 結果通知書)・調書(以下「調書」という。)

2 事業者に対しては、次の各号に掲げる資料について、資料提供することができるものとする。ただし、本人に対し、結果通知書等を送付した要介護認定・要支援認定に係るものに限る。

- (1) 調査票
- (2) 意見書
- (3) 認定等結果情報

(資料提供の制限)

第7条 次の各号に該当すると認められるときは、資料提供を行ってはならない。

- (1) 第1条に定める目的以外に使用すると認められるとき
 - (2) 資料提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- 2 意見書の資料提供については、治療上支障をきたすおそれがあることから、資料提供への主治医の同意がなければ、その提供を行ってはならない。

なお、主治医の同意の有無は、意見書及びその添付文書でこれを確認するものとする。

- 3 調書の資料提供については、介護認定審査会の適切な運営を確保する必要があることから、当該判定に係る介護認定審査会に参加した委員が特定できる部分は除いて、資料提供を行うものとする。

(資料提供の方法)

第8条 資料提供の方法は、提供資料の窓口での提示若しくはその写し（各1部）の交付、又は郵送による提供資料の写し（各1部）の交付によるものとする。

- 2 前項の規定により、提供資料の写しの交付を行う場合は、交付印（様式第2号）をすべての資料に押印のうえ、交付するものとする。ただし、専用印刷機により印刷して交付する場合を除く。
- 3 提供資料の写しを交付する場合は、コピー代及び郵送料は神戸市の負担とする。

(申請者の遵守事項)

第9条 申請者は、個人情報の重要性を認識し、次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、提供資料をケアプラン作成のための参考資料としてのみ使用すること。この場合に、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）で使用するために提供資料を複写したときは、会議終了後は責任をもって回収し、廃棄すること。
 - (2) 提供資料に記載されている個人情報について、第三者への提供を行わないこと（第1号に定める使用の場合を除く）。
 - (3) 提供資料の複写及び複製を行わないこと（第1号に定める複写の場合及び市長が必要と認める場合を除く）。
 - (4) 提供資料を紛失しないように厳重に管理すること。
 - (5) 市長から提供資料の返還を求められたときは、速やかに返還すること。
 - (6) 必要がなくなった提供資料は、確実かつ速やかに廃棄すること。
- 2 前項に掲げる各号に違反した場合は、今後、資料提供は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附則（平成12年7月1日改正）

改正後の要綱は平成12年7月1日から施行する。

附則（平成14年4月25日改正）

改正後の要綱は平成14年5月1日から施行する。

附則（平成15年3月28日改正）

改正後の要綱は平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年6月16日改正）

改正後の要綱は平成15年7月1日から施行する。

附則（平成18年3月30日改正）

改正後の要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日改正）

改正後の要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年12月28日改正）

改正後の要綱は平成25年1月1日から施行する。

附則（平成29年4月28日改正）

改正後の要綱は平成29年5月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日改正）

改正後の要綱は平成30年4月1日から施行する。